一般質問

要旨

市民憲章及び市の木・花・鳥
平成十九年度に制定予定

第二回定例会での市政に対する一般質問は、六月十三日から十五日までの三日間行われ、十七人の議員が登壇した。要旨は次のとおり。

一般質問者紹介

野月一博
工藤正廣
今泉勝博
小笠原光
桜田博幸
張摩博子
紺野忠明
小川洋平
田中重光
竹島勝昭
岩城康一郎
相馬真子
野月一正
畑山親弘
堰野端展雄
杉山道夫
石橋義雄

（発言順）

注）発言順と掲載した順序とは一致しません

総務文教

市民憲章等について

質問　市民憲章の制定や市の木、花、鳥などの制定は早急に制定すべきと思うがどのように考えているのか伺いたい。

答弁　市民憲章は、全市民の行動の原点、あるいは規範であり、市民生活を営む上での道しるべとなるものと考える。

　また、市の木、花、鳥については、市のシンボルとしての機能を果たすとともに、市民の郷土愛の高揚にも寄与するものであり、いずれも制定の必要性を認識している。

　制定時期については、現在策定中である総合計画で示される街づくりの方向性等を踏まえながら、十九年度中の制定に向け、取り組みを進めていきたい。

住民サービスのための
市役所駐車場の誘導整理

行政改革大綱について

質問　今回の行政改革大綱は、勤労青少年ホームの教養講座の廃止、「広報とわだ」の発行回数の減、農道新規整備の中止、農業災害復旧工事の負担率増、移動図書館の廃止、三歳児以上の保育料軽減事業の廃止など極めて乱暴なやり方と思うが、どのように考えるか伺いたい。

答弁　行政改革は極めて厳しい財政状況の中で、より簡素で効率的な行政運営を行い、そして安定的な住民サービスの提供を図るには必要不可欠なものと考える。厳しい財政事情を踏まえ、今後も拡大が予想される多様な行政課題に対応していくためには、組織や事務事業のあり方など、時代の変化に対応できる仕組みに転換していく必要がある。このために行政改革大綱の策定に当たっては、多様化する住民サービスへの対応と経費の削減の両方の目的を達成するために市民の理解と協力を得ながら行政改革を進めることとした。

指定管理者制度について

質問　市民文化センターへの指定管理者導入は、今までの施設とは違い、使用される目的が文化、芸術、教育など多様であることからその導入のねらいを伺いたい。

　また、その選定基準はどういうものか伺いたい。

答弁　多様化する市民のニーズに柔軟に対応するため、民間事業者のノウハウを活用することによる市民サービスの向上と経費の削減を目的とする。

　選定基準は、文化センターは舞台設備及び証明設備や冷暖房機器等の大規模で特殊な設備を有する施設であるため、施設の管理業務に適切に対応できるところ、また、文化センターが持つ機能を十分に生かせるところを公募により選定したいと考えている。

指定管理者導入となる市民文化センター

高校入試について

質問　昨年度から導入された前期、後期の高校入試では、平均点が過去最低と聞くが、この入試制度導入の総括を伺いたい。

答弁　上北地方中学校校長会のアンケート結果によると、生徒は前期選抜での合格を目指し、これまで以上に勉学に励むなどのメリットが見られた反面、前期選抜の募集定員が少なく、志願倍率が上がったことや後期選抜の志願先変更からの状況から、入りたい高校より入れる高校を志願する傾向が見られたということである。

　次に、後期選抜募集定員が少ないことや、その選抜試験内容が面接、小論文など、合否の予定が立てにくい内容であることから、前期選抜で失敗した生徒の中には後期選抜を受験せず、私立高校に進学した生徒も見られた。また、新制度のため、進学指導のデータもないことから、生徒の志望校決定への助言に当たり、教師自身にも戸惑いが見られた。

　生徒一人一人が夢や希望を持って高校を受検できるよう、学校教育の重点課題である進路指導の充実と学力の向上に向けた各中学校の取り組みを支援していきたい。